

半田市 3 階直圧給水実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、3 階建て建築物について、小規模受水槽を設置することなく配水本管の水圧を利用した直接給水（以下「3 階直圧給水」という。）の範囲を拡大することにより、安全かつ衛生的な水の供給を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 3 階直圧給水の適用範囲は、第 5 条各号のすべての実施条件を満たし、かつ、別表の区分 1 又は区分 2 に該当する場合とする。

(協議等)

第 3 条 申込者は、設計着手前に本要綱に定める事項に対する適否の事前調査を十分に行うため、3 階直圧給水協議書（様式第 1。以下「協議書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 市長より提示された当該地点の設計水圧を基に本市水道事業が定める計算方式にて得られた水理計算結果
- (2) 調査箇所の案内図
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 申込者は、市長から当該地域における新たな水圧実測の指示があったときは、指定された水圧測定方法にて水圧を実測し、その実測データを提出するものとする。

3 市長は、提出された協議書を基に当該地域の水圧実測値により当該地点の設計水圧を解析し、配水本管の管種及び口径と共にその設計水圧を申込者に提示するものとする。

(覚書事項)

第 3 条 申請者は、協議書を作成する際には、その裏面に記述されている覚書事項の内容について承諾したうえで必要事項を記入するものとする。

(実施条件及び回答書)

第 5 条 3 階直圧給水の実施条件は、次のとおりとする。

- (1) 建築物の用途が第 6 条第 1 項に規定する用途であること。
- (2) 給水装置の配管形態が第 6 条第 2 項に規定する形態であること。
- (3) 給水装置の逆流防止対策について、第 7 条に規定する対策がなされていること。
- (4) 配水本管の口径が第 8 条に規定する口径であること。
- (5) 水栓の高さが第 9 条に規定する範囲内であること。
- (6) 給水器具の制約について、第 10 条に規定する対処がなされていること。

2 市長は、提出された協議書及び現場の状況等について審査し、その適否を 3 階直圧給水回答書（様式第 2。以下「回答書」という。）により、申請者に回答するものとする。

(対象建物の用途及び配管形態)

第6条 3階直圧給水の対象となる建物の用途は、次のとおりとする。

- (1) 一戸建て専用住宅
- (2) 一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅
- (3) 集合住宅
- (4) 小規模店舗ビル、小規模事務所ビル、倉庫等
- (5) 前2号の併用ビル
- (6) その他、市長が認めたもの

2 3階直圧給水の対象となる建物の配管形態は、次のとおりとすること。

- (1) 1建物につき1給水引込み、1給水方式とすること。
- (2) 一戸建て専用住宅及び一戸建て小規模店舗又は事務所付き住宅においては、第1止水栓直後に市設置メーターを設置すること。
- (3) 専用住宅及び集合住宅においてのヘッダー工法の場合、ヘッダー以降下流側の1分岐管からは1栓とすること。
- (4) 集合住宅においては、第1止水栓直後に市設置メーターを設置し、各住戸のパイプシャフト室内に私設メーターを設置すること。また、市設置メーターが口径40mm以上の場合、メーターをメーターバイパスユニット内に設置すること。
- (5) 小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルにおいては、第1止水栓直後に市設置メーターを設置せず、各階のパイプシャフト室内に市設置メーターを設置すること。
- (6) 対象建物が同一用途の場合は、3階直圧給水と貯水槽給水との併用をしないこと。
- (7) 店舗の営業形態から断水対応が困難な場合は、各戸メーター以降において受水槽を設置できることとし、併せて受水槽設置に係る申請を行うものとする。

3 改造により給水方式を変更する場合は、市長と協議すること。

(給水装置の逆流防止対策)

第7条 3階直圧給水の逆流防止対策は、次のとおりとする。

- (1) 給水配管における対策 ア 配管方法における対策

給水立管よりの分岐位置は、各階において給水栓の最高位の溢れ面（通常、台所流し台でフロアレベル+800mm程度）より300mm程度高い位置とする。

イ 配管口径における対策 専用住宅の給水立管の口径は、25mm以上の同一口径とする。集合住宅の給水立管の口径は、30mm以上の同一口径とする。

- (2) 逆流防止装置の設置

ア 専用住宅は、給水引込部の市設置メーター直前に逆止弁（開閉防止型逆止弁付伸縮ボール止水栓）を設置する。

イ 集合住宅は、各階又は各戸の私設メーター直前に逆止弁（開閉防止型逆止弁付伸縮ボール止水栓）を設置するとともに、第1止水栓直後の市設置メーターの下流側に単式逆止弁を設置する。

ウ 小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルは、各階の市設置メーター直前に逆止弁（開閉防止型逆止弁付伸縮ボール止水栓）を設置するとともに、第1止水栓直後に単式逆止弁を設置する。

エ 給水立管の最上部には、水道用吸排気弁を設置する。

（配水本管の口径）

第8条 3階直圧給水を実施する当該地点における配水本管の口径は、50mm以上とし、給水引込管口径より2口径以上太いものとする。ただし、配水本管口径が50mmの場合は、給水引込管口径は25mmとする。

2 給水引込管と同一口径のメーターより下流側においては、給水配管口径をメーター口径より太くすることはできない。

（水栓の高さ）

第9条 3階直圧給水を実施する対象建物の水栓の高さは、当該地点の道路面より9.0mまでとする。

（給水器具の制約）

第10条 3階直圧給水を実施する対象建物の2階及び3階部に設置される給湯器、水道直結式洋風大便器、自動水栓（人体センサーにて自動的に吐水、止水を行う水栓）、洗浄弁（フラッシュバルブ）等は特に水压を必要とするため、各給水器具の最低作動水压を水理計算上で満たすものとする。

（貯水槽給水からの改造）

第11条 貯水槽給水から3階直圧給水に改造する場合は、この要綱、半田市給水装置工事設計・施行基準（以下「設計・施行基準」という。）及び受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて（平成17年厚生労働省健康局水道課長通知。以下「給水装置の切替手続通知」という。）に適合するよう施工する。ただし、これらによる改造が困難な場合は、現在飲用に供されている設備のみを対象として次の各号に従い施工することができる。

（1） 既設配管において更生工事を施工した履歴がない場合

ア 既設配管の材質

（ア） 既設設備の改造にあたり、やむを得ず既設の受水槽から各水栓に至るまでの装置（以下「導水装置」という。）の配管を再使用する場合は、その使用材料が給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。

(イ) 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管及び給水用具に取り替える。

(ウ) 埋設配管等の現場での確認が困難な場合は、図面にて確認する。

イ 既設配管の耐圧試験

(ア) 既設設備の耐圧試験における水圧は1.0MPaとし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ウ 水質試験

(ア) 3階直圧給水への切替え前において、水道法（昭和32年法律第177号）第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、同法第4条に定める水質基準を満たしていることを確認する。

(イ) 採水方法は、毎分5ℓの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水する。

(ウ) 水質試験の項目は、味、臭気、色度及び濁度のほか、水道事業者との協議結果に応じて、鉄、pH等の水質試験を実施する。

(2) 既設配管において更生工事を施工した履歴がある場合

次の場合、給水装置の切替手続通知によるものとする。ただし、双方における既設配管の耐圧試験の水圧は1.0MPaとし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

ア ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかな場合

イ ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が確認できない場合

(3) 既設高架水槽以降下流側の導水装置の配管と、新たに設ける直圧給水以降の配管との接続はできる限り低い位置とし、配管の最上部には必ず吸排気弁を設置すること。(4) 給湯器などの給水器具類は日本水道協会の検査合格品（検査証印貼付品）などの基準適合品とする。

(5) その他、3階直圧給水の協議時には、既設給水設備調査報告書（様式第3）及び3階直圧給水切替に関する覚書（様式第4）を市長に提出すること。

（給水装置の設計）

第12条 3階直圧給水を実施する対象建物への給水装置の設計は、次のとおりとする。(1) 申請地における当該地点における設計水圧は、実測した水圧データの最小値を基に補正等を施した数値を本市が提示するものとする。

(2) 給水装置内を流れる設計水量は、計画瞬時最大水量（同時使用水量）とし、使用形態等を考慮したうえで実態に応じた水量計算を行うものとする。

(3) 給水装置内における設計水量に応じた摩擦損失水頭抵抗値を求める場合、口径φ50mm以下はウエストン公式、口径φ75mm以上はヘーゼン・ウィリアムス公式における水理計算を行うものとする。

(4) 給水装置内における配管口径は、計画瞬時最大水量が流れた場合において管内平均流速が2m/secを超えてはならない。

(5) 給水装置を設計するに当たっては、第5条第1項の実施条件をすべて満たすよう計画するものとする。

(完了検査)

第13条 3階直圧給水を実施した給水装置は、設計・施行基準に基づき完了検査を行うものとする。ただし、検査の結果不合格となった場合は、協議内容のとおり改善し、合格の判定がなされるまで給水を保留する。

(メーター検針及び料金徴収)

第14条 検針及び料金徴収は、本市が貸与するメーターにより行うものとする。

2 メーターを建物内パイプシャフト等に設置する場合は、メーターの検針、点検、取替等に支障が生じないように施工するものとし、オートロック装置が設置してある建物については、その解放方法を本市に届け出るものとする。

(給水装置の維持管理)

第15条 給水装置の管理責任は所有者又は使用者にあり、善良な管理責任を負うものとする。

2 給水装置の維持管理分界点は、次のとおりとする。

- (1) 住宅内の官民境界から1.5m以内にメーターを1個設置する場合には、口径25mm以下はメーター直前の第1止水栓（開閉防止型逆止弁付伸縮ボール止水栓）まで及びメーターとし、口径30mm以上はメーター直前の第1止水栓（仕切弁）まで及びメーターとする。
- (2) 3階直圧給水を実施する小規模店舗ビル及び小規模事務所ビルにおいては、1給水引込みに複数のメーターを各階のパイプシャフト室等に設置するため、住宅内の官民境界から1.5m以内に設置する第1止水栓の仕切弁まで及び各階のメーターとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表（第2条関係）

区分1	建物用途が専用住宅においては、当該地点の設計水圧が0.25MPa以上確保可能な場合で、当該地域の配水管網等の状況を勘案し、3階直圧給水が可能であること。
区分2	建物用途が専用住宅以外においては、当該地点の設計水圧が0.28MPa以上確保可能な場合で、当該地域の配水管網等の状況を勘案し、3階直圧給水が可能であること。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

半田市水道事業

半 田 市 長 殿

〒

申込者 住 所

氏 名

電 話

3階直圧給水協議書（新規・改造）

半田市3階直圧給水実施要綱に基づき、下記のとおり給水装置を設置したいので協議をお願いします。

なお、覚書事項については承諾し遵守します。

記

1 給水装置設置場所 _____

2 建物の概要

- ア 一戸建て専用住宅
- イ 一戸建て店舗付住宅
- ウ 集合住宅
- エ 店舗ビル、事務所ビル、倉庫
- オ ウとエの併用ビル
- カ その他

3 指定給水装置工事事業者 _____

4 添付書類

様式第1別紙、附近見取図、立面図、パイプシャフト内寸法図、配管平面図、配管系統図、損失水頭計算書、その他必要書類（改造の場合は様式第3及び第4を提出すること。）

5 その他

覚書事項

・申込者の承諾等

- 1 水圧・水量低下による配水管等の維持管理工事及び事故・災害時等の給水制限により、2、3階で出水不良となった場合は、1階の直圧給水栓を使用します。
- 2 自宅の改造や給水装置の更新等による使用水量の増加により出水不良が発生した場合、自己の費用負担で設備等の見直しを行うなど速やかに対応します。
- 3 3階直圧給水を実施した場合は、従来の受水槽のような貯水機能がないため、配水管工事や事故・災害時等による断・減水時には、一時的に水の使用ができなくなることを承諾します。
- 4 タンクレスの水道直結式洋風大便器を使用する場合は、その作動最低水量及び作動最低水圧が通常の水栓の2倍程度を必要とすることから、水圧・水量不足の状況に成りうることを理解し、発生した場合は自己の責任にて水栓の同時使用状況を見直し対応します。
- 5 これらの承諾事項を使用者にも周知します。

・漏水等の対応

3階直圧給水に起因して漏水・逆流等が発生し、半田市水道事業もしくは使用者等に損害を与えた場合は、当方にて責任をもって補償することを承諾します。

・メーター交換時の措置

計量法に基づく市設置メーターの交換及びメーターの異常による交換時の際には、半田市水道事業に協力し断水することを承諾します。

・紛争の解決

3階直圧給水に起因する紛争等については所有者並びに使用者間で解決し、半田市水道事業にはいっさい迷惑をかけません。

様式第1別紙

協議に必要な諸数値等

建 物 概 要	ア 一戸建て専用住宅 ウ 集合住宅 オ ウとエの併用ビル	イ 一戸建て小規模店舗(事務所)付住宅 エ 小規模店舗(事務所)ビル、倉庫 カ その他 _____
建 物 階 数	階建て(地上____階、地下____階)	新設 ・ 既設
住 戸 数	単身住宅____戸 ・ 一般住宅____戸	
給 水 方 式	3階直圧方式のみ ・ 3階直圧、貯水槽併用方式	
住 戸 内 配 管	一般配管方式 ・ ヘッダー方式	
配 管 改 造	有 ・ 無	配 管 形 態 I型 ・ 逆U型
配水本管 管種・口径	管種 _____	口径 φ _____mm
配 管 材 料	屋外(分水栓～メーター) PP(1) ・ VP ・ VLP ・ その他(_____)	
	屋外(メーター～建物内の計算対象立管への分岐部) VP ・ VLP ・ PP(1) ・ PP(2) ・ その他(_____)	
	屋内(同上分岐部～立管の計算対象住戸への分岐部) VP ・ VLP ・ その他(_____)	
	対象住戸内 VP ・ VLP ・ PE ・ PB ・ その他(_____)	
高 低 差	配水管布設道路の路面～敷地地盤〔設計GL〕との高低差 _____m (h ₁)	
	敷地地盤〔設計GL〕～1階床面〔1FL〕との高低差 _____m (h ₂)	
	配水管布設道路の路面～計算対象給水栓との高低差 _____m (h ₃)	
日 平 均 給 水 量	_____m ³ /日	日 最 大 給 水 量 _____m ³ /日
時 間 平 均 給 水 量	_____m ³ /h	時 間 最 大 給 水 量 _____m ³ /h
		瞬 時 最 大 給 水 量 _____ℓ / min
備 考		

第 号
年 月 日

様

半田市東洋町二丁目1番地
半田市水道事業

半 田 市 長 印

担当者

電 話 0 5 6 9 （ 2 1 ） 3 1 1 1

3階直圧給水回答書（新規・改造）

年 月 日付で協議の件につき、下記のとおり回答します。

記

1 給水装置設置場所 _____

2 回答内容 審査の結果、

- ・ 3階直圧実施要綱 第5条第1項に（適合・不適合）
- ・ 水理計算上、3階への直圧給水が（可能・不可能）
- ・ 3階直圧給水を（承認します。・承認できません。）

3 その他

給水装置工事申込書に、この回答書の写しを添付してください。

半田市水道事業

半 田 市 長 殿

指定給水装置工事事業者

住 所

名称及び

代表者氏名

主任技術者

氏 名

既設給水設備調査報告書

下記のとおり、受水槽以降の既設給水設備の調査内容を報告します。

記

- 1 設置場所 _____
- 2 建物名称 _____
- 3 使用材料の確認
構造材質基準に（ 適合 ・ 不適合 ）
- 4 配管の確認
提出図面のとおりです。
- 5 管更生工事の経歴
経歴（ 無 ・ 有 ）
ライニングの塗料・工法等の状況（ 確定 ・ 未確定 ）
- 6 水圧試験（1.0MPaの水圧を1分間加圧）
漏水（ 無 ・ 有 ）
- 7 水質試験
添付書類のとおりです。
- 8 添付書類
 - (1) 既設給水管及び給水用具の図面
使用材料の管種、口径や設置年度等を明記したもの
 - (2) 水圧試験実施中の写真
 - (3) 水道法第20条第3項に規定する者による水質試験成績証明書
 - (4) 3階直圧給水切替に関する覚書（様式第4）

半田市水道事業

半 田 市 長 殿

〒

申込者 住 所

氏 名

電 話

3階直圧給水切替に関する覚書

下記のとおり、受水槽以降の既設給水設備を改造して3階直圧給水設備とするにあたり、覚書を提出します。

記

- 1 設置場所 _____
- 2 建物名称 _____
- 3 覚書事項

漏水等の対応

3階直圧給水に起因して漏水等が発生し、半田市水道事業もしくは使用者等に損害を与えた場合は当方で責任をもって補償することを承諾します。

水圧低下の対応

既設の配管等を使用することに起因して、各水栓器具での水圧が低下し水圧・水量不足の状況が発生した場合は、自己の費用負担で、設備等の見直しを行うなど速やかに対処します。

紛争の解決

上記事項を承諾し、また、使用者に周知徹底させ、3階直圧給水に起因する紛争等については当事者間で解決し、半田市水道事業にはいっさい迷惑をかけません。